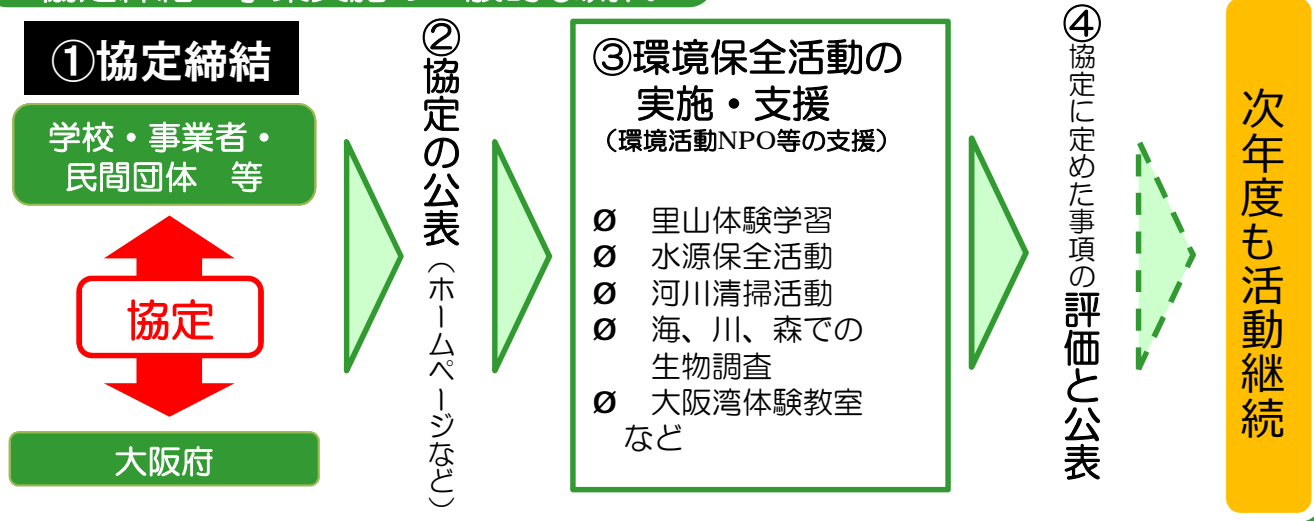


本協定は、『環境教育等促進法※』に基づき、協働取組を推進するための適切な役割分担を定め、より効果的な環境教育・環境保全活動を促進するため、大阪府と環境教育等に係る協定を締結する制度です。

協定締結～事業実施の一般的な流れ



協定締結のメリット

- ü 行政との役割分担を明確化することで効果的な環境教育・環境保全活動につなげることができます。
- ü 府と共同で報道発表や広報を行い、より多くの府民や事業者の方などに活動をPRできます。
- ü 学校・事業者・民間団体等が、地域に密着した活動を行うNPO等や府と協働取組を行うことで、地域貢献性の高い活動が展開できます。
- ü 協定を通じた連携により活動の広がりや、新たな活動のきっかけが生まれます。

※環境教育等促進法 (環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律) 平成24年10月施行

- 一人ひとりの環境保全に対する意識や意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくため、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組についての基本理念や、国民、民間団体等、行政の責務等を定めた法律です。
- 学校教育における環境教育の充実のほか、大臣が環境教育等支援団体を指定する制度、自然体験の機会を場を知事が認定する制度、「環境保全に係る協定の締結等」の制度が規定されるなど、環境保全に対する民間団体等の参加と協働を推進するための規定が多く盛り込まれています。